

新型コロナウイルス感染症対策に係る帰県後のPCR検査実施要領（スポーツ少年団）

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍においても安心・安全な学校教育活動が継続できるよう、山口市スポーツ少年団活動のため、県外を訪れた児童・生徒、引率者等のうち希望者を対象にPCR検査を実施する。

2 期間

令和4年3月末まで（随時）

3 対象者

山口市スポーツ少年団に登録があり、山口市内各小・中学校に通学する児童・生徒、引率者等で、県外を訪れた者のうち検査を希望する者

※山口市内各小・中学校には、附属小・中学校を含み、山口市民であることを問わない。

4 検査費用

無料（検査キットの郵送料含む）

5 検査方法

PCR検査キットを配付し唾液採取で行う（検査一式を民間業者へ委託）

6 手順

- (1) 各スポーツ少年団代表者は、県外活動が行われる前に対象者の人数を把握し、遅くとも行事实施の15日前までに、別添「PCR検査対象人数報告書」と「大会等の要項（大会名、日時、場所が分かるもの）」、「出場選手・指導者等名簿（様式は実際に大会等に提出されている名簿可）」をスポーツ少年団本部に持参またはメール送信により提出する。
- (2) (1)の提出を受けたスポーツ少年団本部は、受託業者に発注する。
- (3) 受注した受託業者は、当該検査対象人数報告分のID一覧表を各单位団代表者へメール送信するとともに、「検査キット」と「ご利用ガイド」を各单位団代表者に郵送する。
- (4) 各スポーツ少年団代表者は、ID一覧表が届き次第、エクセルファイルに対象者名等を入力する。
また、受託業者から検査キットが届き次第、各対象者に対し、保護者向け案内文書、該当するIDの検査キットとPCR検査確認書、同意書、検査申込書兼問診票、PCR検査利用規約、PCR検査依頼規約を配付する。
- (5) 団員・引率者等は、
 - ① 検査の実施希望の有無に関わらず、PCR検査確認書を代表者に提出する。
 - ② 県外から帰県後に検体を採取し、検体採取後の検査キットと同意書、検査申込書兼問診票を受託業者の住所が明記され切手が貼付された箱に同封し、各自で受託業者へ郵送する。
 - ③ 検査を希望しない場合は、未使用のまま代表者に返却する。
- (6) 各スポーツ少年団代表者は、対象者等が記載されたID一覧表を受託業者と社会教育課にメール送信する。
また、未使用の検査キットをスポーツ少年団本部に持参する。
- (7) 受託業者は、医療機関を通じて、受領した検体を検査し、当該結果を次のとおり対応する。
 - ① 結果が「陰性」の場合は、社会教育課に文書で報告する。
 - ② 結果が「陽性」の場合は、社会教育課に電話連絡する。（後日、改めて文書にて報告する。）※医療機関は、当該被験者の保護者へ問診の連絡を行う。
症状確認後、受託業者は当該所在地の保健所へ「新型コロナウイルス感染症 発生届」を提出する。
社会教育課は、保護者に行動制限に関わるお願いと、保健所からの指示に従うことを伝える。

7 その他

- (1) スポーツ少年団代表者は、PCR検査確認書に記載された個人情報の保護・取扱いには十分注意すること。
なお、回収した「PCR検査確認書」は各単位団で保管し、後日、スポーツ少年団本部が回収する。